

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 0 6 9 号)

平成 2 4 年 1 1 月 8 日

横 情 審 答 申 第 1069 号

平 成 24 年 11 月 8 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第 1 項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成24年 3 月30日こ中児第1907号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日 A から特定年月日 B の間に作成されたケース記録」ほか
の個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する異議申立てに
ついての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日 A から特定年月日 B の間に作成されたケース記録」ほかの別表に示す文書 1 から文書12までの保有個人情報の一部開示とした決定及び文書13の保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定年月日 A から特定年月日 B の間に作成されたケース記録」ほかの別表に示す文書 1 から文書13まで（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年12月 9 日付で行った文書 1 から文書12までの保有個人情報に係る個人情報一部開示決定（以下「処分 1」という。）及び文書13の保有個人情報に係る個人情報非開示決定（以下「処分 2」という。処分 1 及び処分 2 を総称して以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年 2 月横浜市条例第 6 号。以下「条例」という。）第22条第 2 号、第 3 号及び第 7 号に該当するため一部及び全部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件請求及び異議申立ては、親権者である法定代理人が本人開示請求者である児童（以下「本件児童」という。）に代わって行ったものである。

(2) 条例第22条第 2 号の該当性について

文書 1 から文書 6 まで及び文書13は本件児童の家庭、家族関係などの状況及び相談内容、中央児童相談所の判定、支援、指導等の内容並びに事故当時を再現する写真であり、本件児童の健康、生活等に直接関わる機微にわたる情報で構成されている。このため、本件児童が現在、在宅で両親と同居して生活をしていることを考慮すると、本件児童に関する情報を開示することは、本件児童の福祉、生命、生活等に影響を及ぼすおそれがあることから、また事故現場再現の写真を本件児童が閲覧することによる心理的影響を考慮して、本号に該当し非開示とした。

(3) 条例第22条第 3 号の該当性について

文書 1 から文書 5 まで、文書 7 から文書10まで、文書12及び文書13には、本件児

童の家族等の関係者（以下「関係者等」という。）の氏名、住所、職業、写真等の情報が記録されていることから、開示することにより本件児童以外の特定の個人が識別されるおそれがある。

文書 1 から文書 5 までには、関係者等に対する中央児童相談所の評価、所見、個別の相談事案等が記録されている。また、文書 7 から文書10まで及び文書12は、関係者等から中央児童相談所に提出された文書等であって、関係者等の心境や中央児童相談所に対する要望が具体的に記録されている。このように、個人の具体的な心境や、市に対してどのような要望、報告等を行っているかという情報は一般に他人に知られたくない情報である。また、文書13は事故現場の再現写真であり、本件児童以外の個人が撮影されていることから事故当時の状況が類推される。よって、当該情報を開示すれば当該第三者の権利利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、本号本文に該当し、非開示とした。

(4) 条例第22条第 7 号の該当性について

文書 1 から文書 8 まで及び文書11から文書13までの情報には、本件児童に関して関係機関、関係者等から情報提供を受けた内容や、それらを基にした本件児童に対する中央児童相談所の援助方針等が記録されている。

児童相談所が行う相談援助業務は、関係機関、関係者等との連携が不可欠である。関係機関、関係者等は、上記情報のうち関係機関、関係者等から情報提供を受けた内容について、中央児童相談所に提供した情報及び調整内容が、対象となる本件児童、異議申立人（以下「申立人」という。）に開示されることは想定していない。特に虐待通報に関する情報は、秘匿することを条件に提供された情報であり、情報提供者の意に反して本件個人情報に記録されたこれらの情報を開示することは、この信頼関係の構築及び維持にとって重大な支障を来すことになりかねない。そうならば今後、関係機関、関係者等からの協力を得られなくなり、児童相談所の職員が適正な評価・判断を行うために必要な情報の聴取が困難となり、今後の援助業務の適正な遂行に支障を来す。

また、上記情報のうち本件児童に対する中央児童相談所の援助方針等の記録には本件児童と関係者等に対する評価が記録されている。当該評価は本件児童の支援を行うためのものであり、これを開示すると本件児童、申立人、関係者等との信頼関係に影響を及ぼし、今後の援助業務の適正な遂行に支障を来すおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示する、又は開示範囲を拡大するよう求める。
- (2) 非開示とする理由に正当な根拠がない。児童記録は開示請求の可能性を考え記録すべき文書である。中央児童相談所は保護者に対する説明義務を果たしていないため、相応の理由なく非開示とすべきではない。また、中央児童相談所により本件児童が精神的・身体的に傷ついた事実を隠蔽すべきではない。中央児童相談所は問題があることを認めて公にし、再発を防ぐ努力をするべきである。さらに、児童記録に当然記録すべき内容を省いた可能性が考えられる。

実施機関が説明する条例第22条第2号及び第3号の適用理由について、申立人は本件個人情報が開示されることにより不利益を受けることはなく、他者を害することは一切ない。不利益を受ける可能性があるのは中央児童相談所側であると考える。

実施機関が説明する条例第22条第7号の適用理由について、現在の中央児童相談所の相談援助業務は適切に執行されていない面が目立つ。多忙も一因であると感じるが、子どもの福祉は軽視されている。中央児童相談所の改善を望む。

5 審査会の判断

- (1) 児童相談所の業務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関（同法第12条第1項、同法第59条の4第1項）である。児童相談所の業務は、「相談援助活動」と総称され、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、しつけ、不登校等の児童育成上の問題、児童の養護、虐待、非行等に関すること、知的障害、自閉症等の障害に関することなどの様々な問題等について家庭その他からの相談に応じ、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した援助を行うもので、援助に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

- (2) 本件個人情報について

ア 本件個人情報、本件児童に係る児童記録であり、関係機関、関係者等と中央児童相談所とのやり取りを記録した本件児童に関するケース記録、本件児童の措置、援助方針等の検討に当たった各種会議録、中央児童相談所が関係機関、関係者等から取得した書類等で構成されている。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、本件児童の家族関係などの状況、中央児童相談所の判定、支援等の情報は条例第22条第2号に該当するとして、関係者等の氏名、住所、職業及び写真並びに中央児童相談所の関係者等に対する評価、所見等の情報は条例第22条第3号に該当するとして、本件児童に関して関係機関、関係者等から情報提供を受けた内容及び本件児童に対する援助方針等の情報は条例第22条第7号に該当するとしてそれぞれ非開示としている。

ウ 本件請求及び異議申立ては、本件児童の法定代理人である申立人が本人開示請求者である本件児童に代わって行ったものである。

(3) 条例第22条第2号の該当性について

ア 条例第22条第2号では、「本人開示請求者（第20条第2項の規定により代理人が本人に代わって本人開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。・・・）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち本件児童の家族関係などの状況、中央児童相談所の判定、支援等の情報は本号に該当し、非開示としたと主張しているので、当審査会では、平成24年9月13日に実施機関から事情聴取を行ったところ次のとおり説明があった。

(ア) 児童相談所は、児童の事故について通告を受け付けると、その通告について協議、調査し、一時保護の要否等を検討するが、一時保護の実施に当たっては、児童の安全の確保を最優先に考えている。

本件は、本件児童が事故により医療機関に救急搬送されたことについて、医療機関での経過観察が必要であったため、当該医療機関に一時保護を委託した。当該事故については、関連する事象を検証し必要な調査を行った結果、虐待であると認定している。また、本件児童に対しては、本件児童の安全の確保及び再発防止を図ることを目的とし、児童福祉施設への入所措置を実施した。

(イ) 本件請求当時、本件児童は幼児であり、当該入所措置の解除に伴い在宅で両親と同居しているため、本件個人情報の開示・非開示の判断に当たっては、将

来、本件児童が本件個人情報の内容を知り得た場合の心理的影響などを考慮した。

ウ そこで、当審査会では、実施機関の説明を踏まえ、本号の該当性について次のとおり検討した。

(ア) 本件個人情報は、上記(2)のとおりであり、当審査会が見分したところ、これらの情報は、本件児童の家庭、家族関係の状況、医学的診断・所見、相談内容など、中央児童相談所において行われた本件児童と両親との諸問題を解決するための専門的な相談等の内容を記録した書類、一時保護やその後の児童福祉施設における援助等の業務を適正に行うために中央児童相談所が関係機関、関係者等から取得した書類等であって、本件児童の健康、生活等に直接関わる機微にわたる情報であることが認められた。

(イ) ところで、本件請求及び異議申立ては、本件児童の法定代理人が行ったものであるところ、条例第20条第2項に規定されている代理人による本人開示請求権は、あくまで本人の個人情報の保護を補完する必要がある場合を想定して定められているものであることは当審査会答申第474号に示したとおりである。実施機関は、本件処分により非開示とされた部分（以下「本件非開示部分」という。）の全てには本号を適用していないが、本件個人情報の内容は、上述のとおりであって、とりわけ、中央児童相談所はその専門的見地から本件の事故について虐待の認定をしていること、本件児童が幼児であって、自らの置かれた状況を認識できないことなどの事情を併せ考えると、少なくとも現在の段階では、本件個人情報を開示することは、必ずしも本件児童の利益に沿うものとは考え難い。したがって、当審査会としては、当分の間、本件非開示部分の内容を開示することは本件児童の利益にならないと考える。

以上のことから、本件非開示部分は、本件児童に開示すると本件児童の健康、生活等を害するおそれがあり、その全てが本号に該当すると判断した。

(ウ) なお、実施機関は、本件非開示部分について条例第22条第3号及び第7号の該当性についても主張しているが、上述のとおり、本件非開示部分の全てが本号により開示しないことができる情報であるから、条例第22条第3号及び第7号の該当性については改めて判断するまでもない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を条例第22条第2号、第3号及び第7

号に該当するとして一部開示及び非開示とした決定は、結論において妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別表

	保 有 個 人 情 報
文書 1	特定年月日 A から特定年月日 B の間に作成されたケース記録
文書 2	特定年月日 A から特定年月日 B の間に作成された受理会議提出票、判定会議提出票、援助方針会議提出票、児童記録票
文書 3	養育支援家庭訪問事業書類
文書 4	観察・評価関係書類 1
文書 5	引き取りに向けて
文書 6	特定年月日 A から特定年月日 B の間に実施された調査依頼（ 1 ・ 2 ）に該当する文書
文書 7	特定年月日 A から特定年月日 B の間に提出された同意書、家庭状況調査票
文書 8	特定年月日 A から特定年月日 B の間に実施された調査依頼 3
文書 9	本件児童以外の個人からの手紙
文書 10	本件児童以外の個人からの F A X
文書 11	観察・評価関係書類 2
文書 12	特定年月日 A から特定年月日 B の間に実施された調査依頼(4)に該当する文書
文書 13	事故現場の再現写真

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年3月30日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成24年4月20日 (第137回第三部会) 平成24年4月24日 (第212回第二部会) 平成24年4月26日 (第205回第一部会)	・諮問の報告
平成24年7月12日 (第210回第一部会)	・審議
平成24年7月26日 (第211回第一部会)	・審議
平成24年8月9日 (第212回第一部会)	・審議
平成24年9月13日 (第213回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成24年9月27日 (第214回第一部会)	・審議
平成24年10月11日 (第215回第一部会)	・審議